

Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

- A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

- A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令 2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

- A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

- A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードが可能です(掲載場所は、P 88 (IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内) をご参照ください。)。

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P 14の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P 14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上 2 桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一又は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

特に、別表一の二を基に、「所得金額又は欠損金額」の欄を記載する場合は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載するよう留意してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書」の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 書面で提出する場合には、作成した「適用額明細書」について、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

震災特例法及び沖特令の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法及び沖特令の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として、その適用額については「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六(十二)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(十二)に記載した金額をそのまま転記してください。

Q13

租税特別措置法第 66 条の 6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第 66 条の 9 の 2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用につき、本邦法令基準により外国関係会社等の基準所得金額を計算しています。

この基準所得金額の計算において当該外国関係会社等が適用した法人税関係特別措置について、「適用額明細書」への記載は必要ですか？

A 13 租税特別措置法第66条の 6 及び第66条の 9 の 2 の規定は法人税関係特別措置に該当しないため、基準所得金額の計算における法人税関係特別措置の適用については「適用額明細書」への記載は不要です。

Q14

グループ通算制度においては、各通算法人がそれぞれ「適用額明細書」を提出する必要がありますか？

A 14 グループ通算制度においては、その適用を受ける通算グループ内の各通算法人を納税単位として、その各通算法人が法人税額の計算及び申告を行う必要があります。したがって、「適用額明細書」についても、各通算法人が法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合に、法人税申告書に添付してそれぞれ提出する必要があります。